**平成２２年（フ）第２０７号**
茨城県石岡市宮ケ崎514番地８　コーポチマサ１－Ｂ
債務者　岡野　弥生（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第７５１号**
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1122番地１
債務者　浮田　良江
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第８８４号**
さいたま市見沼区大字大谷1047番地４
債務者　吉田　行夫
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第９０６号**
埼玉県志木市本町２丁目５番16号　エステートピア桂105号、旧住所埼玉県朝霞市根岸台７丁目46番６号　スターハイムＡ棟302号
債務者　川原　幸一
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第９１９号**
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目72番地　ヴィラハイツ小島101
債務者　甲　裕一郎
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第９５０号**
さいたま市岩槻区西町４丁目２番14号
債務者　田口　博章
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第９６６号**
さいたま市浦和区常盤２丁目12番11号　プリムローズ常盤２―502
債務者　松村　良子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第９８７号**
埼玉県蕨市中央２丁目２番15号　蕨セントラルハイツ304号
債務者　浅野　　渚
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５号**
静岡県富士市大淵1077番地の１、前住所静岡県富士市伝法623番地の12
債務者　石田　佳子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第１５９号**
静岡県富士宮市山本53番地の12
債務者　神尾　秀明
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第２６号**
北海道標津郡標津町北２条西３丁目４番１―18号
債務者　齊　　康人
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月10日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２２年（フ）第１４４４号**
神奈川県海老名市杉久保北１丁目１番12号
債務者　田中　秀子
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６７９号**
横浜市保土ケ谷区岩崎町34番８号
債務者　清水ヤホヱ
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１７６７号**
横浜市中区松影町３丁目10番地16　ロイヤル石川町212号室
債務者　東　ひとみ（旧姓安達）
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１９０７号**
横浜市旭区中沢１丁目49番５号　第一正和荘101号室
債務者　倉田　和枝
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１９１４号**
神奈川県綾瀬市落合南４－６－１　アンプルールフェール長坂307、住民票上の住所神奈川県綾瀬市落合南３丁目14番９号
債務者　吉川　　恵（旧姓関根）
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部